

土壌汚染

(1) 土壌汚染とは

土壌汚染とは、人の活動によって排出された有害な物質が土中に蓄積されて、土壌を汚染している状態をいいます。土壌汚染対策に関する規制は、東京都環境確保条例や土壌汚染対策法で定められています。

環境確保条例では、工場又は指定作業場で有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがある事業者（有害物質取扱事業者）が事業を廃止若しくは主要な部分を除却する場合、下記の26有害物質を取り扱い又は取り扱ったことがある者は、敷地内の土壌汚染調査を行い、汚染が認められる場合は、東京都土壌汚染対策指針に基づき、汚染拡散防止措置をとらなければなりません（第116条）。また、3,000㎡以上の土地において、土地改変者が改変行為をする際は、土地利用履歴調査を行い、汚染のおそれがあると認められる場合は敷地内の土壌汚染調査を行い、汚染が認められた場合は汚染拡散防止措置をとらなければなりません（第117条）。

土壌汚染対策法では、工場又は事業場の土地所有者等は、有害物質使用特定施設の使用を廃止する時に土壌調査等が義務づけられています。

◇法令で規定される有害物質一覧

番号	項目	番号	項目	番号	項目
1	カドミウム及びその化合物	10	トリクロロエチレン	19	1,3-ジクロロプロペン
2	シアン化合物	11	テトラクロロエチレン	20	チウラム
3	有機りん化合物	12	ジクロロメタン	21	シマジン
4	鉛及びその化合物	13	四塩化炭素	22	チオベンカルブ
5	六価クロム化合物	14	1,2-ジクロロエタン	23	ベンゼン
6	砒素及びその化合物	15	1,1-ジクロロエチレン	24	セレン及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	25	ほう素及びその化合物
8	アルキル水銀化合物	17	1,1,1-トリクロロエタン	26	ふっ素及びその化合物
9	ポリ塩化ビフェニル	18	1,1,2-トリクロロエタン		

(2) 土壌汚染関係届出状況

◇条例116条関係の届出

	土壌汚染状況調査		汚染拡散防止措置	完了届
	汚染なし	汚染あり		
27年度	0	0	1	1

◇条例117条関係の届出

	土地利用履歴調査		土壌汚染状況調査		汚染拡散防止措置	完了届
	汚染のおそれなし	汚染のおそれあり	汚染なし	汚染あり		
27年度	10	3	1	2	1	0